

吉敷地区青少年健全育成協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、吉敷地区青少年健全育成協議会（以下「協議会」という。）と称し、吉敷地域交流センター内に事務所を置く。

(目的)

第2条 協議会は、地区住民の願いである青少年の健全な育成のために、国、県、市の施策と呼応し、地域ぐるみの活動を展開することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、今何が必要かを話し合い、行政及び関係機関に働きかけるとともに、地区住民の青少年健全育成の意識を喚起するための事業を行う。

(組織)

第4条 協議会は、青少年の健全育成に関係のある別表に掲げる団体から選出された者、協議会の趣旨に賛同する者及び知識経験を有する者をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 5名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 役員は、総会において選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、会計事務を掌握する。

4 監事は、会計事務を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

3 会長は、会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

4 会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会)

第8条 総会は、次に掲げる事項を審議、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) 組織の変更及び会則の改廃に関すること。
- (5) その他、会長が必要と認めること。

2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状によることができる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成する。

2 役員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会において議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他、会長が必要と認めること。

(会計)

第10条 協議会に必要な経費は、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、昭和54年7月7日より施行する。

附 則

この会則は、昭和54年7月7日より適用する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成25年4月23日より適用する。

附 則

この会則は、平成27年6月24日から施行する。

別表（第4条関係）

維新公園交番吉敷担当
山口市立鴻南中学校
山口市立鴻南中学校PTA
山口市立吉敷幼稚園
山口市立吉敷幼稚園育友会
山口市立良城小学校
山口市立良城小学校PTA
吉敷自治会
吉敷地区子ども会育成連絡協議会
吉敷地区少年相談員
吉敷地区人権学習推進協議会
吉敷地区青少年指導員
吉敷地区地域づくり協議会
吉敷地区民生委員・児童委員協議会
吉敷地区老人クラブ連合会

（五十音順）